

2020年5月4日 ジェトロ・ニューヨーク主催ウェビナー

－新型コロナウイルス感染拡大下でのビザ問題－最新情報と今後の見通し－

ウェビナー中に寄せられた主な質問に対するボアズ麗奈弁護士への回答

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューヨーク事務所が現地法律事務所 RBL Partners PLLC に作成委託し、2020年5月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび RBL Partners PLLC は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび RBL Partners PLLC が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューヨーク事務所
E-mail：NYA@jetro.go.jp

JETRO

Q1. アメリカ国内に滞在したまま、ビザを更新する方法はありますか？

今のところ、アメリカ国内でビザを更新する方法は一切ありません。今後、特別対応を行うというような動きも全くありません。ビザの更新は必ず国外で行う必要があります。ただし、ビザが失効していても I-94 が有効である限りアメリカには滞在でき、I-94 の延長もアメリカ国内で行うことができます。

Q2. 日本以外の第三国でビザ更新は可能でしょうか？

現段階では、他国の米大使館・領事館もビザ業務を休止しておりますが、各国の状況により、一部ビザ業務を継続している場合もありますので、各米大使館・領事館の状況を確認する必要があります。

Q3. 日本国外から郵送によるビザの更新申請は可能ですか？

郵送申請にはさまざまな条件がありますが、第一条件としてビザ更新を行う本人が日本に滞在している必要があります。現在のような非常事態でも、国外からの申請は認められていません。郵送申請を行う場合は、必ず日本に帰国する必要があります。今のところ、郵送からパスポートの返却までの目安は 2 週間弱程度です。

Q4. ビザの郵送申請で、L ブランケットビザを L ビザに切り替えて更新することは可能でしょうか？

初回のビザカテゴリーが L1 ブランケットの場合、L ビザに種類を切り替えるので、同じビザの更新として郵送申請はできません。

Q5. 「緊急面接枠」を通したビザ申請は帯同家族も対応されますか？

緊急対応が認められた場合は、帯同する家族も面接を受けることができます。今のところ、面接後 1 週間程度でビザが発行されています。

Q6. 帯同家族の I-94 の有効期限が駐在員本人のものより短い場合、帯同家族の I-94 が失効すると、駐在員本人の I-94 も同時に失効しますか？

しません。I-94 は、各個人に付与されるものです。したがって、各個人が I-94 の滞在期限を超えて滞在しないように管理する必要があります。

Q7. I-94 申請時に戸籍謄本が必要ですが、コピーでも大丈夫ですか？

移民局は戸籍謄本のコピーを受け付けています。戸籍の内容に変更がない限り、戸籍謄本の有効期限は特にありません。

Q8. I-94 の延長申請は何をもって受理されたとわかりますか？

I-797 Receipt Notice が届けば、正式に受理されたとわかります。

Q9. ESTA の延長は、どのような理由で許可されるのでしょうか？

今のところ、それなりの理由があれば延長が認められています。たとえば、「母国でもコロナの感染が拡大しており、母国に戻るのが安全ではない」というような差し迫った理由でなくとも、柔軟に対応されています。

ESTA は 90 日で期限がきますが、一度の申請で 30 日の延長が可能です。現在、延長は 2 回まで認められています。

Q10. ビザ保持者の勤務形態を在宅勤務に変更する場合、「一時的」であれば対応不要とのことですが、期間の目安はありますか？

法的な定義はありませんが、目安として 3 カ月を超える場合は長期として考えたほうがよいと思います。

Q11. H1B ビザを一度解雇し再雇用する場合、再申請が必要との事でしたが、H1B の再申請はもとの H1B の Transfer というかたちで申請できるのでしょうか、それとも CAP からやりなおさなければならないのでしょうか？

再申請の場合、CAP から免除されますが、再度、移民局へ H1B 申請書を申請する必要があります。

Q12. ビザ保持者が失業保険をもらえるかどうか、どのように確認すればよいですか？

各州の失業保険に関するウェブサイトが最も正確です。ただし、ビザ保持者がもらえるかどうかははっきり書いてないケースも多くあります。ニュアンスや解釈によって、もらえる判断できる場合もありますが、解釈の仕方は非常にグレーで複雑です。はっきりとビザ保持者と書かれていない場合は、専門家に相談することをお勧めします。

Q13. 移民の受け入れを一部停止する大統領令は、今後のどのような影響を及ぼしますか？

今回の大統領令は、米国外から移民ビザ（グリーンカード）を申請する外国人の受け入れを 60 日間停止するものです。移民の受け入れ停止は過去に行われたことがなく、今回が初めてです。9.11 のときもこういった停止はなく、非常に新しい大統領令といえます。非移民ビザへの影響は今のところはっきりとはわかりません。大統領令では、非移民ビザの手続き方法に関しても見直すよう指示されており、国務省や移民局で検討がなされていると思われます。なんらかの制限がスタートするものと思われますが、まったく非移民ビザを受け入れなくなるといった極端な方向へは進まないと思われます。